

法人過少申告者調査通知後特急修正申告プラン料金算定根拠

限度報酬金額/年	最終見積報酬金額/年	注意1	注意2	注意3
(※修正申告増額法人税等及び消費税額) × 重加算税35% × 3/4 × 50%	経費集計手間報酬調整後	7年分必要	役員報酬確定申告作業発生可能性は低いがあれば含む	法人税修正申告書の作成は自力作成は難易度が高い

報酬根拠の解説

- ・ 税務調査の加算税より税理士報酬の方が高額になるのではないかという疑問に基づき、弊所が独自に設定した算式です。
- ・ したがって弊所に依頼することによる「金銭的メリット」を必ず保証するわけではございません。
- ・ ※修正申告増額法人税等及び消費税額 = 増加する売上に対して経費が0円と仮定して計算した金額（架空人件費等の場合はその増加所得金額）に基づいて計算した税額とする
- ・ ※修正申告増額法人税等 = 修正申告後法人税額 - 当初法人税額
- ・ ※修正申告増額消費税額 = 修正申告後消費税額 - 当初消費税額
- ・ 上記に対する重加算税35%を過少申告加算税5~10%という1/4程度にすることができたと仮定する。そうすると減額メリット分は3/4だからその50%を報酬限度額としている。
- ・ なお、経費計上手間報酬調整がある。
- ・ 延滞税の減額分メリットも見込める。
- ・ 法人税修正申告書の作成は自力作成は難易度が高いので税理士への依頼メリットはある。